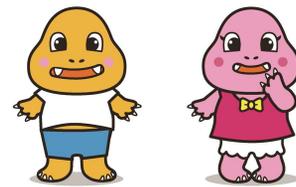


勝山市在宅育児応援手当支給事業



概要

子どもが2人以上で特に子育ての負担が大きい低年齢児(0～2歳児)を家庭で子育てする在宅育児世帯に対して在宅育児応援手当を支給します。

対象となる子ども

- (1)勝山市に住民登録を有していること。
- (2)第2子以降で、生後8週間～2歳の子ども。

支給を受けることができる方

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1)勝山市に住民登録を有し、対象となる子どもと住居若しくは生計を共にしていること。
- (2)職場復帰を前提として育児休業給付金(公務員にあっては育児休業手当金)を受給していないこと。
- (3)生活保護法による保護を受けていないこと。
- (4)対象子どもを保育所等に入所させていないこと。
- (5)暴力団関係者や公序良俗に反する者でないこと。
- (6)配偶者についても(2)及び(5)の要件を満たすこと。
- (7)在宅育児世帯に属する者全員が、市税その他の徴収金の滞納がないこと。

※令和6年9月から所得制限が撤廃されます。

対象になると思われる方は、こども課までご連絡ください。

手当の額

対象となる子ども1人あたり月額10,000円

お問い合わせ先
勝山市教育委員会 こども課 子育て支援係
☎：0779-88-8771 メール：jidou@city.katsuyama.lg.jp